# 令和8年度

# 保育所利用申込の手引き



## 身延町役場 子育て支援課 子育て支援担当

〒409-3304 身延町切石 | | 7-| 中富すこやかセンター内

Tel:0556-20-4580(直通)

## 目 次

令和8年4月からの入所について ・・・・・・・・・・・・・・・・	•		2
1. 保育所を利用するにあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3
2. 保育所の利用までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			3
3. 保育を必要とする事由 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			4
4. 保育時間について(保育の必要量) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			5
5. 利用期間について(支給認定の有効期間) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			6
6. 利用者負担額(保育利用料・副食費)について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			7
7. 申込みに必要な書類について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			8
8. 申込にあたっての注意事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · 1	0
<町内保育所一覧> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · 1	1
令和8年度 身延町保育所保護者負担額表(案) ・・・・・・・・・・	•	· · 1	2
幼児教育・保育無償化に関する説明資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • 1	4
【記載例】施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請(届出)書(兼入所申込書)		· · 1	6
【記載例】就労証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• • 1	8
【記載例】看護(介護)申立書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		2	2 0

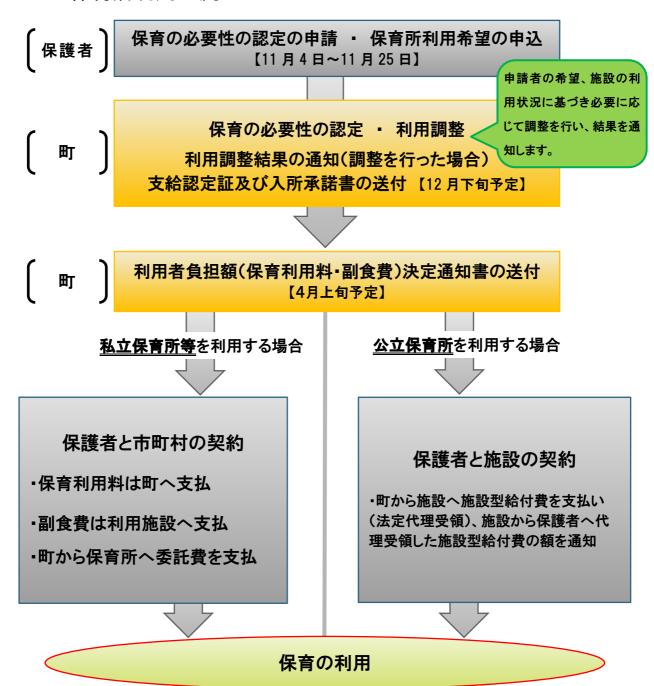
## 令和8年4月からの入所について

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して、平成 27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

新制度では、保育所の利用を希望する方は、保育所入所申込みと同時に「保育の必要性についての認定」を受けていただくこととなりました。

町では申請に基づき、お子さんの年齢及び「保育の必要性」により、3つの「認定区分」、「保育必要量」及び「支給認定の有効期間」を認定して支給認定証を交付、また、保育所の入所を決定します。

## ~ 保育所利用の流れ ~



## 1. 保育所を利用するにあたって

保育所は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子様を保育できないとき に、保護者の方に代わって一定時間の保育を行う「お子さんのため」の施設です。

この手引きで説明しているのは、保育所の利用のための手続きです。幼稚園や認定 こども園(教育部分)は別の手続きが必要ですのでご注意ください。

## 2. 保育所の利用までの流れ

□ 保育所利用申込受付期間

随時 平日 8:30~18:30 (各保育所の開所時間内)

8:30~17:15(子育て支援課)

□ 申込書受付場所

子育て支援課(中富すこやかセンター内)、町内各保育所

※ 町外の保育所へ新規に入所(広域入所)を希望される方は、事前に子育て 支援課まで御相談ください。

#### □ 必要性の認定

新制度では、保育所の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けていただく必要があります。認定の区分は、お子さんの年齢及び「保育の必要性」によって3つに分かれます。

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定	
対象者	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 <b>教育を希望</b> する場合	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、 <b>保育を希望</b> する場合	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、 <b>保育を希望</b> する場合	
利用先	幼稚園 認定こども園(教育部分)	保育所 認定こども園(保育部分)	保育所 認定こども園(保育部分) 小規模保育事業	
		2号認定・3号認定のお子 等により、保育所等を利用	さんは、保護者の就労状況できる時間が異なります。	
利用時間	4~6時間程度の教育時間 【教育標準時間認定】	1日11時間まで利用可能(就労の場合は月120時間以上 の就労をしていること) 【保育標準時間認定】		
			就労の場合は月48時間以上 いること)【保育短時間認定】	

※「1号認定」に該当する場合は、町での支給認定後に、幼稚園や認定こども園(教育部分)に直接申込みとなります。

#### □利用の調整

利用希望者数が保育所の受け入れ枠を上回った場合は、優先利用(ひとり親家 庭、生活保護世帯、生計中心者の失業、お子さんに障がいがある場合等)に配慮 しながら利用調整を行います。

利用調整を行った場合は、利用調整結果通知書で、調整結果をお知らせします。

#### □ 利用の決定

支給認定の結果については、支給認定証に記載して送付いたします。(子ども・子育て支援法の規定により、支給認定は申請から30日以内にしなければならないとされており、支給認定証の送付は12月下旬を予定しておりますので、ご承知おきください。)

また、認定こども園・保育所への入所の諾否についても、入所承諾書又は入所 不承諾通知書により、お知らせします。

## 3. 保育を必要とする事由

お子さんの保護者が次の項目のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に 限り、保育所を利用することができます。

- 就労している場合 (月 48 時間以上の就労が必要です)
- 妊娠中や、出産後間もない場合
- 病気やけが、心身に障害がある場合
- 親族の方を常に介護・看護する必要がある場合
- 地震、火災などの災害の復旧にあたっている場合
- 求職活動をしている場合
- 就学をしている場合(職業訓練校などでの職業訓練を含む)
- 虐待やDVのおそれがある場合
- 育児休業取得時に、既に保育を利用しているお子さんがいて継続利用が 必要な場合
- その他、町が認める場合

## 4. 保育時間について(保育の必要量)

保育所の開所時間(保育所が開いている時間)は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況によって、保育時間が「保育標準時間(おおむね11時間)」と「保育短時間(おおむね8時間)」のいずれかに区分され、保育所を利用できる時間や利用者負担額(保育利用料)が決められます。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【120時間以上/月】	保育標準時間	災害復旧	保育標準時間
就労 【48~120時間未満/月】	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産	保育標準時間	就学・職業訓練	就労に準じて 判断
病気・障害	保育標準時間	虐待·DV	保育標準時間
病人の看護・介護	就労に準じて 判断	育児休業	保育短時間
その他の事中については	<u></u> 状況に応じて判験		

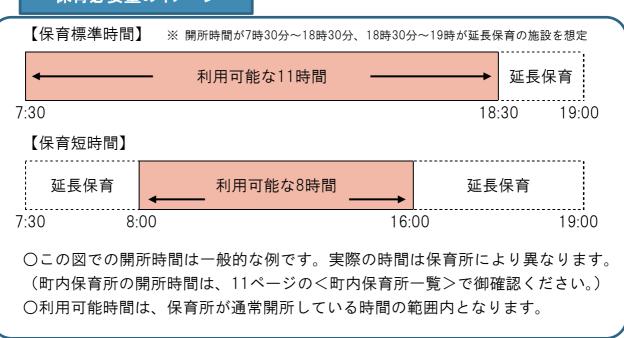
その他の事由については、状況に応じて判断します。

「保育の必要量の区分」は、「必要性の認定区分」と併せて認定されます。

(例:「2号認定-保育標準時間」、「3号認定-保育短時間」)

なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできますが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することはできませんのでご注意ください。

#### 保育必要量のイメージ



## 5. 利用期間について(支給認定の有効期間)

支給認定にあたっては、「保育が必要な期間」に応じて、有効期間が定められています。就労等による一般的な有効期間は、1・2号認定のお子さんは小学校就学の始期まで、3号認定のお子さんは満3歳に達する日の前日まで(満3歳に達した日からは、2号認定に自動的に移行します。)となります。

認定区分	支給認定の有効期間 (就労、病気・障害、病人の看護・介護、災害復旧、虐待・DV)
1 号認定 (3歳以上・教育)	小学校就学の始期まで
2号認定 (3歳以上・保育)	小学校就学の始期まで
3号認定	満3歳に達する日の前日まで
(3歳未満・保育)	(3歳の誕生日の前々日まで)

また、次の事由については、各々有効期間が定められていますので、その期間のみ 保育所を利用できます。

これらの事由に該当するお子さんが、期限後も引き続き保育所の利用を希望する場合は、有効期間内に新たな申請が必要となりますのでご注意ください。

保育の必要な事由	支給認定の有効期間
妊娠・出産	出産日から起算して出産後8週間を経過する日の翌日が 属する月の末日までの期間
求職活動	90日を経過する日が属する月の末日までの期間
就学・職業訓練	卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間
育児休業	育児休業期間の終了日が属する月の翌月末日までの期間 (在園児が対象で、下の子が生まれた場合引き在園を希望する場合)
その他	他の保育の必要な事由に類する有効期間に応じる期間

- ※ 保育の必要な事由に該当しなくなった場合には、その時点で支給認定は取消し となります。
- ※ これまでの継続入所申込と同様に、支給認定の有効期間が複数年度にわたっている場合でも、毎年現況確認のために届出(支給認定申請と同様の手続き)をしていただきます。

## 6. 利用者負扣額(保育利用料・副食費)について

令和元年10月より始まりました、国の幼児教育・保育の無償化により、3歳から 5歳までのお子さんと、0歳から2歳までの非課税世帯のお子さんの保育利用料が無 償化となりました。また、これまで保育利用料として徴収をしていました3歳から5 歳までの副食費(おかず・おやつ等)は徴収(年収・多子世帯は免除制度あり)とな り、町内の公立・私立保育所(園)は、月額4,900円(改定になる場合もありま す。)を徴収させていただきます。 0歳から2歳児においては、これまでどおり副食 費の徴収はありません。

国の無償化の対象とならないお子さんの保育所利用者負担額(保育利用料)は、世 帯の課税状況に応じて決定します。

具体的な保育利用料については、別紙「令和8年度 身延町保育所利用者負担額表 (案)」(12ページ)をご覧ください。

なお、令和8年4月分から8月分の利用者負担額は前年度の市町村民税を基に、9 月分から翌年3月分は当該年度の市町村民税を基にそれぞれ保育利用料を算定いた します。そのため所得の変動等により9月に保育利用料が変更となる場合があります。

### 毎年9月が利用者負担額(保育利用料)の切り替え時期となります。

4月 5月 6月 7月

8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月

3月

基づき課税)を基に保育料を算定

前年度の市町村民税(前々年中の所得に 当該年度の市町村民税(前年中の所得に基づき課税) を基に保育料を算定

#### <保育利用料の算定対象となる方について>

保育利用料は、児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(「家計の 主宰者」に限る※)の市町村民税所得割の合計額で算定されます。

父母以外の「家計の

- 「○ 父母以外で保育所入所児を税法上の扶養親族としている方
- 父母以外で保育所入所児を健康保険等の扶養親族としている方
- その世帯において最多収入、最多納税の方

等を総合的に勘案して「家計の主宰者」を認定し、保育利用料の算定対象といたします。

#### ● 利用者負担額の減額について

身延町では、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない

- ① 0歳から2歳までの課税世帯の保育利用料
- ② 3歳から5歳までの国事業により免除とならないお子さんの副食費 について、身延町独自の子育て支援策として助成することにより、幼稚園・認 定こども園・保育所等を利用するお子さんの保育利用料・副食費をすべて無償 化します。
- ※身延町に住所があれば、町外の施設を利用していても無償となります。 詳しくは14ページ・15ページをご覧ください。

● 利用者負担額の納付方法について

町外から保育所に入所しているお子さんが対象となります。

保育所の利用者負担は原則として口座振替で納めていただきます。

振替日(納期限)は毎月末(12月及び3月は25日。ただし、それらの日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)となりました。

新たにお子さんが保育所に入所する方は、「預金口座振替依頼書兼解約・変更届」に必要事項をご記入のうえ、<u>引落しを希望する金融機関に提出</u>してください。(広域入所で、<u>他市町村より私立保育園に通園している3歳から5歳児の副食費は、直接、利用施設に納めていただくことになります。</u>詳しくは、利用施設へお問い合わせください。)

なお、口座振替手続が完了していない方等には、毎月20日頃に納入通知書兼領 収証書を郵送しますので、納期限までに金融機関等窓口にて納付をお願いします。

## 7. 申込みに必要な書類について

保育所の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。

家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、書類の提出漏れのないようご注意ください。

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請(届出)書(兼入 所申込書) ※全員の方が提出してください。

太枠の中を記入漏れのないように記入してください。保育所利用を申し込むお子さんが複数いる場合は、1人につき1枚の提出が必要となります。

#### ○ 「保育を必要とする事由」を証明する書類

#### ※1号認定を希望される方は、提出の必要がありません。

保育を必要とする事由に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類を提出 してください。

申込期限までに提出書類が未提出の場合、利用調整において不利になることがあります。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
就 労	「就労証明書」	●自営業又は農業に従事している場合、就労証明書には地区の民生委員の証明が必要です。 (民生委員が分からないときは、お問合せください。)
妊娠・出産	母子手帳(写)	●出産予定日が記入されているページと、母親 の名前が記載されているページの写しを提出 してください。

病気	診断書	●診断書には、「○○の疾病のため、家庭保育 困難である」との記載と「治療期間」を記入し てもらってください。
障害	障害者手帳(写)	
病人の 看護等	「看護(介護)申立書」※ 看護等を必要とする方の診 断書又は介護保険被保険者 証(写)又は障害者手帳(写)	●診断書には、「看護等が必要である」との記載と「治療期間」を記入してもらってください。
災害の復旧	り災証明書	
災害の復旧	り災証明書 「求職活動状況申出書」 <u>※</u>	●申込の直前3ヵ月の状況をご記入ください。 ●すでに求職活動を実施している方で、それを 証明する書類(ハロ-ワ-クカ-ト、雇用保険受給者資 格証等)が準備できる方は併せて提出してくだ さい。

※「看護(介護)申立書」・「求職活動状況申出書」は同封しておりません。

#### ○ 利用者負担額(保育利用料)算定必要書類

令和7年1月1日又は令和8年1月1日(算定基準日)時点で身延町に住民登録がある方は、申請時に頂いた同意に基づき、課税状況を確認のうえ、利用者負担額を算定いたします。

引っ越しや単身赴任等により、算定基準日に身延町に住民登録がなかった方につきましては、マイナンバー制度による情報連携において課税状況を確認させていただきます。

なお、祖父母についても、家計の主宰者(「6. 利用者負担額(保育料)について」をご覧ください。)であると認められる場合は、同様となります。

- ※保育利用料については、町独自の子育て支援策により無償となりますが、階層を 決定する際に課税状況の確認が必要となります。
- ※所得等が未申告で課税状況が確認できない場合は、最高額の階層区分に認定いた しますのでご承知おきください。

## 8. 申込にあたっての注意事項

#### ● 保育所の見学について

保育所の利用申込みにあたっては、事前に希望される施設の見学をお勧めします。 保育所によっては指定日を設けて見学会を行ったり、園長先生が直接個別対応し たりするなど、施設ごとに対応方法が異なりますので、必ず事前に希望の保育所に 連絡してから見学に行ってください。

また、お子さんの健康状態等に心配な点などがある場合は、受入態勢などを事前 に相談してください。

※ 施設側も保育所の運営を行いながら対応しておりますので、園の行事等の日程 により、ご希望の日時に見学が受けられない場合がありますのでご了承下さい。

#### ● 「身延町以外の保育所」を希望される方について

町外の保育所等を希望する場合も、本町に利用申込書を提出していただき、市区町村間で協議を行います。そのため、通常の利用申込みより時間がかかりますので、余裕をもって申込みをしてください。

#### ● 家庭状況の変更に伴う報告について

利用申込み後や利用中に、以下に示すような家庭状況に変更があった場合は、速やかに届け出をお願いします。

- (1) 住所・氏名・電話番号等に変更があった場合
- (2) 出産や育児のため休業をする場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合(結婚、離婚等)
- (4) 利用希望のお子様の保育状況が変更になった場合 (祖父母宅で見てもらうようになった等)
- (5) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合
  - ※ 転職により就労先が変更になった場合は、改めて就労証明書を ご提出ください。
- (6) 身延町外へ転出し、引き続き同じ保育所を利用したい場合は、一度退所していただき、改めて転出先の市区町村でのお申込み手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

#### ● 退所について

ご家庭の事情等により保育所を退所する場合は、退所日の半月程度前までに「保育所退所届」を、子育て支援課又は各保育所へ提出してください。

## <町内保育所一覧>

	名 称	住 所	電話番号	利用定員	開所時間
公立	静川保育所	切石 435 番地 6	(0556) 42-4431	20	(標)7:30~18:30 (短)8:30~16:30
	常葉保育所	常葉 988 番地	(0556) 36-0851	20	(標)7:30~18:30 (短)8:30~16:30
私立	下山立正保育園	下山 2270 番地 1	(0556) 62-5754	20	(標)7:30~18:30 (短)8:00~16:00
	認定こども園 大野山保育園	大野 839 番地 3	(0556) 62-2541	65 1号 (15) 2·3号 (50)	(標)7:30~18:30 (短)8:00~16:00 (延長)18:30~19:00

<sup>※</sup>利用定員については令和7年度現在になるため、変更になる場合もあります。

## 町立久那土保育所・原保育所休園について

久那土保育所・原保育所は、現在休園とさせていただいております。

久那土・原地区にお住まいの方におかれましては、近隣の静川保育所をご検討いた だければと思います。



## 令和8年度 身延町保育所利用者負担額表(案)

単位:円

階層区分	3歳未満児(3号認定) 3歳以上児(2号認定) 3歳以上児(2号認定) 3歳以上児(2号認定) 3歳以上児(2号認定) 3歳以上児(2号認定						(2号認定)		
陌厝区分	陌信区分を次足りる基準			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
第1階層		生活保護法に。 (単給世	よる被保護世帯 帯を含む)	0	0	0	0		
第2階層	市岡	<b>丁村民税非課税</b>	ひとり親等世帯	0	0	0	0		
<b>第4</b> 陷層		世帯	ひとり親等世帯以外の世帯	0	0	0	0		
第3階層	40.000	48,600円未満	ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0		
<b>第3階層</b>	市	40,000门不阀	ひとり親等世帯以外の世帯	19,500	19,300	0	0		
	町		-	48,600円以上	ひとり親等世帯	9,000	9,000	0	0
第4階層	村民	77,101円未満	ひとり親等世帯以外の世帯	30,000	29,600	0	0		
	税	77,101 97,000		30,000	29,600	0	0		
第5階層	所得	97,000 169,000		44,500	43,900	0	0		
第6階層	割額	169,000 301,000		61,000	60,100	0	0		
第7階層	积	301,000 397,000		80,000	78,800	0	0		
第8階層		397,000	円以上	104,000	102,400	0	0		

- ◆ 年齢基準日は、入所月にかかわらず年度の初日の前日(3月31日)となります。年度途中で3歳に到達した場合でも、その年度の利用者負担額は「3歳未満児(3号認定)」の額が適用となります。
- ◆ 階層区分は、保護者(父母又はその児童を扶養している祖父母等の家計の主宰者)の<u>市町村民税を基に決定します。</u>(4月~8月は前年度分の市町村民税、9月~翌年3月は当該年度分の市町村民税から決定)
  ※ 世帯の状況により、同居している祖父母等の市町村民税も、算定対象に含める場合があります。
- ◆ 負担額の算定に用いる市町村民税所得割額には、配当控除、配当割控除、外国税額控除、住宅借入金等特別 控除及び寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は適用されません。
- ◆ 同じ世帯で2人以上の児童が同時に保育所、幼稚園、障害児通所施設等に入所している場合、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無料となります。(保育所以外の施設を利用している場合は、その施設の在園証明書が必要となります。)

#### 【国事業による負担軽減について】

国=3歳から5歳までのすべての児童の利用料を無償化 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料を無償化 多子世帯で年収約360万円未満相当世帯については、多子計算に係る第1子の年齢制限を廃止

#### 【身延町独自の保護者負担軽減について】

国事業の対象とならないO歳から2歳までの課税世帯の利用料を無償化することにより、保護者の負担を軽減しています。

国事業により免除とならない3歳から5歳までの副食費を無償化することにより、保護者の負担を軽減しています。

第2子以降の3歳未満児で、5階層までの世帯の利用者負担額について、3歳到達の年度末までの間無償としています。(県が総事業費の1/2を負担しています)

## 令和8年度 身延町教育標準時間(1号)認定利用者負担額表(案)

単位:円

				十四・1
階層区分		階層区分を決定す	利用者負担月額	
第1階層	生活保(単給世	護法による被保護世帯 せ帯を含む)	0	
第2階層		民税非課税世帯 讨民税所得割非課税世帯	ひとり親等の世帯	0
33-1474	を含む)		ひとり親等の世帯以外の世帯	0
	市		ひとり親等の世帯	0
第3階層	:町村民税所得割額	77,100 円以下	ひとり親等の世帯以外の世帯	0
第4階層	所 得 割	77,101 円以上 211,200 円以下		0
第5階層	額	211,201 円以上		0

- ◆ 階層区分は、保護者(父母又はその児童を扶養している祖父母等の家計の主宰者)の<u>市</u> 町村民税を基に決定します。(4月~8月は前年度分の市町村民税、9月~翌年3月は当該年 度分の市町村民税から決定)
  - ※ 世帯の状況により、同居している祖父母等の市町村民税も、算定対象に含めます。
- ◆ 負担額の算定に用いる市町村民税所得割額には、<u>配当控除、外国税額控除、住宅借入金</u>等特別控除及び寄付金控除等の税額控除(調整控除を除く)は適用されません。

#### 【国事業】

令和元年10月からの幼児教育の無償化により、満3歳から5歳児(小学校就学前)までの基本的な利用者負担額は無償となります。

上記利用料とは別に、法令に基づき、幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費などは、これまでどおり保護者の負担となります。 ただし、年収が360万円未満相当の世帯および全ての世帯の第3子以降の児童は副食費(おかず・おやつ等)が免除となります。

## 【身延町独自の保護者負担軽減について】

国事業により免除とならない3歳から5歳までの副食費を無償化することにより、保護者の負担を 軽減しています。

## 令和元年10月1日から

身延町は、幼稚園・保育所等を利用する子どもたちの 利用料。副食費をすべて無償化しました。

## 保育利用料



# 身延町が独自に保育利用料を無償化!

国事業の対象とならない

0歳から2歳までの課税世帯の利用料を無償化

- (注1) 国制度による無償化制度については、裏面に記載のとおりです。
- (注2) 身延町に住所があれば、町外の施設を利用しても無償になります。

## 副食費



# 身延町が独自に副食費を無償化!

これまで利用料の一部として徴収をしていました3歳から5歳までの副食費 (おやつ・おかず代) について、国制度では保護者負担の対象となりますが、身延町では

## 国事業により免除とならない子どもたちの副食費も無償化

- (注1) 副食費については、町より利用施設へ直接支払いを行いますので、保護者からの申請等は 必要ありません。
- (注2) 0歳から2歳児においては、これまでどおり副食費の徴収はありません。
- (注3) 身延町に住所があれば、町外の施設を利用しても無償になります。

問い合わせ先:身延町役場子育て支援課 TEL:0556-20-4580

14

## 国制度による幼児教育・保育の無償化について

## 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳まで の全ての子どもたち**の利用料が無償化されます。
- 幼稚園については、月額上限2.57万円です。(新制度未移行)
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。 (注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化します。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。 ただし、年収360万円未満相当世帯の子供たちと全ての世帯の第3子以降の子 どもたちについては、副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。
- 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化の対象となるための認定や市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますのでご確認ください。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象**として利用料が無償化されます。
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。
    - (注)年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

## 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導 型保育事業 (標準的な利用料) も同様に無償化の対象**とされます。
  - (注)地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。
- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、 3歳から5歳までの利用料が無償の対象とされます。

## 【記載例】

様式第1号(第4条、8条関係)

施設型給付費·地域型保育給付費等教育·保育給付認定申請(届出)書 (兼入所申込書)

**令和 7**年11月 10 日

身延町長 様

保護者氏名 身延太郎



次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る教育・保育給付認定を申請(届出)します。また、身延町が施設型給付費・地域型保育給付費等の教育・保育給付認定に必要な町民税の課税情報(同一世帯者を含みます。)及び世帯情報を閲覧し、又は収集すること、その情報に基づき決定した利用者負担額等を特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

7	等を特定教育・保育施設等に対して提示することに问意します。						
	由軸	に係る小学校	氏 名	生年月日	続柄	性別	障害者手帳 の有無
		に保る小子校 学前子ども	(ふりがな) <b>みのぶ さくら</b>				
個人	個人番号を記入してください		身延 さくら	<b>令和 4</b> 年 <b>8</b> 月 <b>28</b> 日	次女	男(女)	有(無)
		個人番号	<b>1111 2222 3333</b>				
	保	住 所	身延町 <b>切石117-1</b>				
	護者	计容计	① 0556 - 20 -	4580 2 090	) —	1234 –	0000
	11	連絡先	(自宅)携帯(父・母)・	職場(父・母)】【自宅(打	隽帯)(久	(母)·職	場(父・母)】
	支約	合認定証番号	※既に教	育・保育給付認定を受けて	いる場	合に記入し	てください。
	保育の希望の			労働又は疾病等の理由によ する場合(幼稚園等と併願			いて保育の利
	有	無 (※1)	無 : 幼稚園等	のみを希望する場合(保育)	所等と例	<b>洋願の場合</b>	を除く。)
	/\ <b>!</b> / - \		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			- 1.1. III	

- (※1)・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。(以下同じ。)
  - ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。

#### ①世帯の状況

区分	ふりがな 氏 名	個人番号 (マイナンバー)	児童との続柄	生年月日	性別	職業又は 学校名等	備考
	みのぶ たろう 身 延 太 郎	1111 1111 1111	父	S60年9月16日	男女	会社員	
	はなこ 花 子	2222 2222 2222	母	S62年2月14日	男女	パート	
児	いちろう 一 郎	3333 3333 3333	兄	H28年 5 月 17日	男女	△△小学校	
児童の世帯員	ももか 桃 香	4444 4444 4444	姉	R2 年 7月23日	男女	●○保育園	
員				年 月 日	男・女		

来年の4月1日の状況を記入してくだい。世帯が別であっても、同居している方を全員記入してください。なお、父母のうち別居している方がいる場合は、その方も記入し、「備考」欄に"別居"と記入してください。※個人番号の記入もお願いします。

生活保護	□適用有り	ひとり親世帯	□該当	在宅障害者 (児)	□有(氏名:	)

②利用を希望する期間等、利用を希望する施設(事業者)名

		7							
利用を希望する類	朝間 令	和 8 年 4 月	1 日から	令和	11 年	3 月 3	31 ⊨	まで	
利用を希望する	5	利用曜日				利用時間			
曜日・時間		月 曜日から 金	曜日まで	7 時	30分	から 18	3 時(	00 分ま	で
利用を希望する 施設(事業者)		施設(事業者)	名	希	·望理由		事業	所番号	( <b>%</b> 3)
地以 (尹朱石)		51 希望 ● ○ 保育	f所(園) <b>自</b>	宅に近く、姉も	も通っている	3 <i>た</i> め。			
亥当する理由に [ なお、「求職活動」	☑ し、そ の場合(	欄で「有」に〇をし との理由を証明する よ3か月間、「育児の りますのでご注意く	る書類を添作 休業」の場合	付してくだ	さい。		<b>1</b> 1 7	ください	
	続柄			<b>要とする理</b>	 e由	一からし	<u> </u>	1/201	( '。)     備考
保育の利用 を必要と する理由	父	<ul><li>対 就労 □ 疾病・</li><li>□ 就学 □ 育児付</li><li>□ その他(</li></ul>		護等 □	災害復旧	Ⅰ □ 求罪	3活動	)	
(※4)	母		に一つ☑をし 出産 □ 疾 忧学 □ 育り	病・障害		等 🗆 災	害復旧	)_	
(※4) 保育の利用 ************************************		なことを証する書類 ******	を添付して 【記入はここ	_	*****	*****	·****	*****	<b>**</b> ***
*町記載欄									
受付年月	日	年	月	日					
i i	忍定の可	否	認定者	番号		認定	区分等		
					□ 短)				
	支	給(入所)の可否				支給(利	川用) 其	期間	
□ 可【□施設型□ 否(理由:	! □地均	或型 □特例施設型	□特例地址	歧型】 )  │	自至		年年	· •	日日
		入所	施設(事業	者) 名					
□ 幼稚園 □ □ 認定こども園	保育所	<b>一</b> 地域型(□ / □ / □ / □   □ / □   □   □   □   □	は『才	是要	事) (	<b></b>	<b>o</b> 4	力 口	保))
備考			認定担当和	至		入力担当	<b>省</b>		
*施設記載欄(施	設(事業	*************************************	こ提出する場	是合)	*****	*****	·****	*****	*****
受付年月	H H	年	月						
施設(事業者	育)名								
担当者氏名・		(担当者)			(連絡先)				
入所契約(内定	)の有無	□有【□契約	的 口内定	( 年	月	日契約(	为定)		無
備考									

#### 就労証明書

【記載例】	<b>5</b>	Ī
(お勤めの方)		

事業主又は就労内容を証明できる職責 のある方の証明を受けてください。 証明日・担当者名等を必ず記入しても らってください。

	証明日	西暦	202	25	年	11	月	5	日			
	事業所名	㈱△	㈱△△△									
7	代表者名	代表	代表取締役 〇〇 〇〇									
	所在地	身延	身延町梅平2483-36									
	電話番号		0556	_	62		_	11	11			
	担当者名	$\Diamond\Diamond$	$\Diamond\Diamond$ $\Diamond\Diamond\Diamond$									
	記載者連絡先		0556	_	36	<u> </u>		00	11			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄				
		□ 農業·林業 □ 漁業	□ 鉱業・採	石業·砂利採取	□ 建設業 ☑ 製造業	□ 電気・ガス・熱供給・水道業
4	<del>₩</del> 1 <del>5</del>	□ 情報通信業 □ 運輸	業·郵便業 □ 卸売業·	小売業	□ 金融業·保険業	□ 不動産業·物品賃貸業
1	業種	□ 学術研究・専門・技術サービ	「ス □ 宿泊業・	飲食サービス業	□ 生活関連サービス業・娯	楽業 □ 医療・福祉
		□ 教育·学習支援業 □	複合サービス事業 □	] 公務	□ その他(	)
_	フリガナ	ミノブ タロウ				
2	本人氏名	身延 太郎			生年月	日 1985 年 9月 16日
3	雇用(予定)期間等		期間 )場合は雇用開始日のみ)	2012 年	4 月 1 日 ~	年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 ㈱△▲				
	イバルグルチネバ	住所 梅平248	3-36			
5	雇用の形態	☑ 正社員 □ パート・ア	ルバイト 🗆 派遣社員	員 □ 契約社員	□ 会計年度任用職員 □	非常勤·臨時職員 🗆 口 役員
Ľ	たいないから	□自営業主□自営業専	従者 □ 家族従業	業者 □ 内職	□ 業務委託 □ その	也( )
		月 火 水 木 金 土		計	160 時間 0	分(うち休憩時間 1,200 分)
				間「四日	200 E3 E9	23 (20 PITEMENT IN)
	就労時間 (固定就労の場合)	一月当たりの就労日数	月間 20	日 一週当	たりの就労日数 週間	5 <b>日</b>
		平日 9 時 0	分 ~	17 時	0 分(うち休憩時間	60 <mark>分)</mark>
6		土曜時	分 ~	時	分(うち休憩時間	分)
		日祝時	分 ~	時	分(うち休憩時間	分)
		合計時間  □月間	□ 週間	時間	分(うち休憩時間	分)
	就労時間(変別就労の場合)	就労日数 □ 月間	□ 週間	日		
	(変則就労の場合)	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~	時	分(うち休憩時間	分)
7	就労実績	年月 2025 年 8	月年月	2025 年	9 月 年月	2025 年 10 月
7	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	21 日/月 168	時間/月 20	日/月 16	0 時間/月 22	日/月 176 時間/月
8	産前·産後休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中				
ŏ	※取得予定を含む	期間 年	月日	~	年	月日日
9	育児休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中	□ 取得済み			
9	※取得予定を含む	期間年	月 日 ~	年	月日	
10	産休・育休以外の休業の	□ 取得予定 □ 取得中	□ 取得済み 理由	□ 介護休業	□ 病休 □ その	他( )
10	取得	期間年	月日~	年	月日	
11	復職(予定)年月日	□ 復職予定 □ 復職済み	年	月	日	
	育児のための短時間	□ 取得予定 □ 取得中	期間	年	月 日 ~	年 月 日
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~	時	分(うち休憩時間	分)
13	保育士等としての勤務実 態の有無	□有 □有(予定) □	無			
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	□有 □有(予定) □	無 □ 未定			
15	入所内定時育休短縮可否	□可 □可(予定) □	否			
16	育休延長可否	□可 □可(予定) □	 否			
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月	日	~	年 月	日
18	備考欄					
		児童名	生年月	3	施設名	
		身延 さくら	2022 年 8 月	28 日	$\bigcirc lacktriangle$	☑ 利用中 □ 申込中(第一希望)
1.0	/O =# +y =¬ +b 188	児童名	生年月	3	施設名	
19	保護者記載欄	身延 桃香	2020 年 7 月	23 日	$\bigcirc lacktriangle$	☑ 利用中 □ 申込中(第一希望)
		児童名	生年月	3	施設名	
			年 月	日		□ 利用中 □ 申込中(第一希望)

## 就労証明書

【記載例】	宛
(自営業の方)	

地区の民生委員の証明を受けてください。 証明日も必ず記入してもらってください。

	証明日	西暦	20	25	年	11	月	5	日	
	事業所名	00	○○地区民生委員							
7	代表者名	中值	中富 次郎							
	所在地	身延	身延町切石350							
	電話番号		0556	_	42	2	_	21	11	
	担当者名									
	記載者連絡先			_			_			

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

<u>※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。</u>

No.	項目	記載欄				
		□ 農業・林業 □ 漁業 □ 鉱業・採石業・砂利採取す □ 建設業 □ 製造業 □ 電気・ガス・熱供給・水道業				
1	<del>ッ</del> 括	□ 情報通信業 □ 運輸業·郵便業 □ 卸売業·小売業 □ 金融業·保険業 □ 不動産業·物品賃貸業				
l '	業種	□ 学術研究・専門・技術サービス ☑ 宿泊業・飲食サービス業 □ 生活関連サービス業・娯楽業 □ 医療・福祉				
		□ 教育・学習支援業 □ 複合サービス事業 □ 公務 □ その他( □				
	フリガナ	ミノブ タロウ				
2	本人氏名	<b>身延 太郎</b>				
3	雇用(予定)期間等	<ul><li>☑ 無期 □ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)</li><li>2012 年 4 月 1 日 ~ 年 月 日</li></ul>				
4	本人就労先事業所	名称 △▲食堂				
4	<b>本八州力儿争未</b> 的	<b>住所</b> 身延町切石117-1				
5	雇用の形態	☑ 正社員 □ パート・アルバイト □ 派遣社員 □ 契約社員 □ 会計年度任用職員 □ 非常勤・臨時職員 □ 役員				
J	准用の形态	□ 自営業主 □ 自営業専従者 □ 内職 □ 業務委託 □ その他( )				
		月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 月間 140 時間 0 分(うち休憩時間 1,200 分)				
		□ ☑ ☑ ☑ ☑ □ □ 時間 7間 1±0 時間 7 (75) M 窓時間 1,200 77				
	就労時間 (固定就労の場合)	一月当たりの就労日数 月間 20 日 一週当たりの就労日数 週間 5 日				
		平日 9 時 0 分 ~ 16 時 0 分(うち休憩時間 60 分)				
6		土曜 時 分 ~ 時				
		日祝 時 分 ~ 時				
		合計時間 □月間 □週間 時間 分(うち休憩時間 分)				
	就労時間 (変則就労の場合)	就労日数 □月間 □週間 □				
	(変則派力の場合)	主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時				
7	就労実績	年月 2025 年 8 月 年月 2025 年 9 月 年月 2025 年 10 月				
<b>'</b>	※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	21 日/月 147 時間/月 20 日/月 140 時間/月 22 日/月 154 時間/月				
8	産前・産後休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中				
٥	※取得予定を含む	期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
9	育児休業の取得	□ 取得予定 □ 取得中 □ 取得済み				
	※取得予定を含む	期間 年 月 日 ~ 年 月 日				
10	産休・育休以外の休業の	□ 取得予定 □ 取得中 □ 取得済み 理由 □ 介護休業 □ 病休 □ その他( )				
	取得	期間				
11	復職(予定)年月日	□ 復職予定 □ 復職済み 年 月 日				
10	育児のための短時間	□ 取得予定 □ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 □ 日 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □				
12	勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	主な就労時間帯 ・シフト時間帯 時 分 ~ 時				
13	保育士等としての勤務実 態の有無	□有 □有(予定) □無				
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	口有 口有(予定) 口無 口未定				
15	入所内定時育休短縮可否	□可 □可(予定) □否				
16	育休延長可否	□可 □可(予定) □否				
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日				
18	備考欄					
		児童名 生年月日 施設名 ☑ 利用中 □ 申込中(第一希望)				
		身延 さくら 2022 年 8 月 28 日 ○●				
19	保護者記載欄	児童名 生年月日 施設名 ✓ 利用中 □ 申込中(第一希望)				
18	不该 记 化侧	身延 桃香 2020 年 7 月 23 日 ○●				
		児童名 生年月日 施設名 □ 利用中 □ 申込中(第一希望)				
		年 月 日				

## 【記載例】

(あて先) 身延町長



看護(介護)申立書

私は、次のとおり看護(介護)しているため、保育できないことを申し立てます。

	氏 名	<b>下部 登</b> 介護者との続柄( <b>父</b> )					
看護(介護)を	生年月日	明治·大正 昭和 平成 <b>20</b> 年 <b>3</b> 月 <b>4</b> 日					
受けている方	住 所 (別居の場合)	身延町飯富2241-75					
	看護(介護) 開始時期	平成 · 令和 6 年 <b>12</b> 月頃					
	1月あたり 1日あたり	,					
	(※ 具体的な介護の状況を記入してください。)						
	父は要介護3の認定を受けており、食事と着替え、オムツ						
	交換や手足のリハビリマッサージ、病院への付き添いなど、						
看護 (介護)	生活全般に介護が必要である。自宅には母がいるが、足が						
の状況	悪く父の面倒を見ることができないため、木曜日のヘルパー						
	の訪問介護時以外は、私が訪問し介護している。						
		申立書」は、申請書類に同封しておりません。 付しますので、ご連絡ください。					

※ 看護(介護)を要することが確認できる種類(<u>看護(介護)</u>を要する方の診断書 又は障害者手帳の写し又は介護保険被保険者証(介護認定を受けている場合)の 写し等)を添付してください。